

山梨県暴力団排除条例

平成23年4月1日施行

社会VS暴力団



☆制定趣旨

この条例は、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な育成を図るための措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全かつ平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与するために制定するものです。

◆基本理念（第3条）

暴力団「3ない運動」、暴力団事務所を開設させないことを基本理念とし、社会全体が協力して、「警察VS暴力団」から「社会VS暴力団」への意識改革を行います。



◆県、県民、事業者の責務（第4条～第6条）

基本理念にのっとり、

- ・県は、暴力団の排除に関する総合的な施策を推進すること
- ・県民、事業者は、自主的に暴力団排除活動を推進し、暴力団情報を提供することに努めます。

☆暴力団の排除に関する基本的施策等

◆基本方針、推進体制の整備（第7条、第8条）

県は、暴力団の排除に関し、県民や事業者の意見を聴きながら、基本方針を定め、公表します。

また、県は、関係機関・団体、県民等と意見を交換し、連携して暴力団排除を推進するための体制を整備します。

暴力団排除の推進



暴力団追放



◆県の事務事業からの暴力団排除（第9条）

県は、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札等から排除します。



◆暴力団からの離脱の促進（第13条）

県は暴力追放運動推進センターと連携し、暴力団員の暴力団からの離脱を支援します。

◆県民等に対する支援（第10条）

県は、県民等が自主的に暴力団排除活動を行えるよう、情報の提供、助言、指導等の支援を行います。



◆広報啓発（第14条）

県は、県民等が暴力団排除の重要性を認識するよう広報啓発活動を行います。

◆訴訟の支援（第11条）

県は、暴力団排除に資する訴訟を提起しようとする方に、情報の提供等の支援を行います。

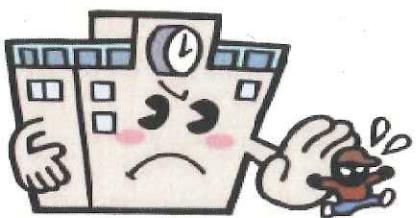
◆警察による保護（第12条）

警察は、暴力団排除活動により、暴力団から危害を加えられるおそれのある方を保護し、また必要がある時は市町村等に対して協力を要請します。

◆市町村への協力（第15条）

県は、暴力団排除に関し、市町村に情報の提供、技術的助言等の協力を行います。

☆青少年の健全な育成を図るための措置



- ◆青少年に対する指導等（第16条）
県は青少年に対し、暴力団排除の重要性、暴力団への不加入、暴力団員等による犯罪の被害をうけないよう教育を行い、県民等も協力して青少年を指導します。

◆暴力団事務所の開設及び運営の禁止（第17条）

学校、児童福祉施設、公民館、図書館、博物館、都市公園等の施設周辺において、新たに暴力団事務所を設けることが禁止され、違反者には罰則が科せられます。



罰則：1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

☆暴力団員等に対する利益供与の禁止

◆利益供与の禁止（第18条）

暴力団を利用するため用心棒代等を渡すことが禁止されます。（第1項）

暴力団に協力するために暴力団が販売するおしごり、門松、絵画等の物品に不当に多額の金銭を支払うことなどが禁止されます。（第2項）

◆利益供与を受けることの禁止（第19条）

情を知って暴力団員等が、第18条第1、2項の違反となる利益の供与を受けることも禁止されます。（第1項）

10万円で買つてや！



ウチのモンを雇ってくれや



違反者に対する措置：事実の調査・勧告・公表

※暴力団のために名刺等を作成したり、襲名披露式等に場所を提供するなど、暴力団の活動を助長する行為についても禁止する努力義務が課せられます。（第18条第3項、第19条第2項）

☆事業者等の講すべき措置

◆契約時における措置等（第20条）

事業者は、書面契約を行う際、その契約が暴力団の活動を助長する疑いが認めるとときは、相手方が暴力団員等でないことを確認する努力義務が課せられます。また、上記のことが判明した場合は、催告なしに契約を解除できることを定めるよう努力義務が課せられます。

そのような政策は、
お受けできません！



◆建設業者の措置（第23条）

暴力団事務所に使われることを承知で、建物を新築することや、増改築を請け負うことが禁止されます（軽微な修繕を除く）。

違反者に対する措置：
事実の調査・勧告・公表

◆不動産譲渡の際の措置（第21条）

◆不動産譲渡の代理の際の措置（第22条）

暴力団事務所に使われることを承知で相手方に不動産を譲渡することや、その譲渡契約の代理をすることが禁止されます。

違反者に対する措置：
事実の調査・勧告・公表

※また、契約の際は、不動産が暴力団事務所として使用しないことや、使用した場合、催告なしに契約を解除し、買い戻しができることを定める努力義務や、暴力団事務所として使用された不動産を買い戻す努力義務が課せられます。

建設業者も、契約の際、建物を暴力団事務所として使用しないこと、建物が暴力団事務所と判明したときは、催告なく契約を解除できることを定める努力義務が課せられます。

お問い合わせ先：山梨県警察本部組織犯罪対策課 055-235-2121(代表)